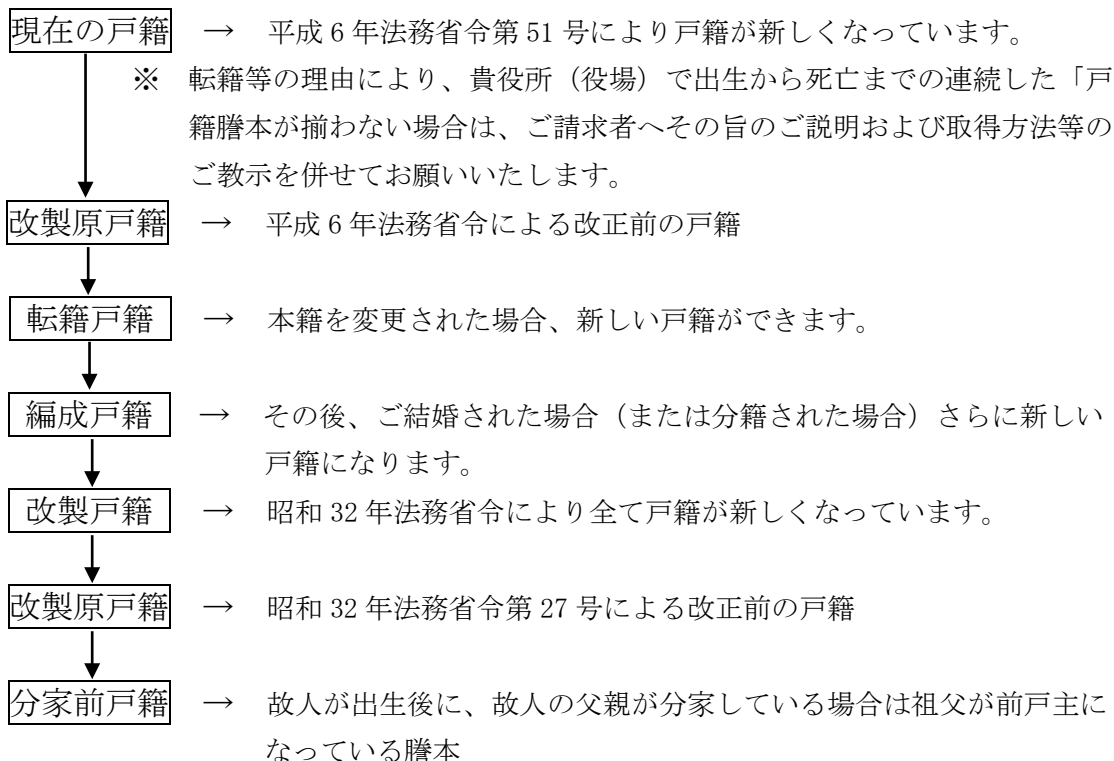


「市役所・町村役場（戸籍）担当者さま」へ

預金の相続手続を行うにあたり、つぎの書類の銀行提出をお願いしております。

(1) 被相続人様の戸籍（除籍）謄本または戸籍（除籍）全部事項証明書

- 被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本
- 被相続人様の死亡がわかる戸籍等
 - ※ 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いいたします。



(2) 各相続人の「戸籍謄本等」

- 被相続人様の「戸籍謄本等」により、相続人様全員を確認できない場合、各相続人の「戸籍謄本等」が必要となります。
 - ① 婚姻や養子縁組等により、相続人が被相続人の戸籍から除籍されている場合。
 - ② 相続人が被相続人の戸籍から除籍された後、死亡または相続権を喪失されている場合。
 - ③ 被相続人にご子孫がいらっしゃらない場合は、被相続人のご父母やご祖父母、ご兄弟姉妹等の「戸籍謄本等」が必要となります。

(相続様式-11)

(相続パック資料)